

# 特定震災特例経営強化計画の 履行状況報告書

平成 27 年 6 月

 **相双五城信用組合**

1. 平成 27 年 3 月期決算の概要	・ ・ ・	1
(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制	・ ・ ・	1
① 経営環境		
② 震災復興への取組み体制		
(2) 決算の概要	・ ・ ・	1
① 資産・負債状況		
② 損益の状況		
③ 自己資本比率の状況		
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・ ・ ・	2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況	・ ・ ・	2
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況		
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制		
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況		
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況	・ ・ ・	7
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況		
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	・ ・ ・	19
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
③ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況		
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況		
3. 剰余金処分の方針	・ ・ ・	22
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	・ ・ ・	22
(1) 経営管理に係る体制及び方針	・ ・ ・	22
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・ ・ ・	23
(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・ ・ ・	24

## 1. 平成 27 年 3 月期決算の概要

### (1) 経営環境及び震災復興への取組み体制

#### ① 経営環境

国内経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的な推進により、景気は緩やかな回復基調にあり、賃金については、緩やかに増加しており、雇用と所得の増加を伴う経済の好循環が動き始めている状況にあります。

当信用組合の営業地区におきましては、震災からの復旧・復興に向け強い意志を持ち緩やかながらも着実に前に進んでいることが感じられ、公共工事が増加を続けているほか、住宅投資も高水準で推移し、県内景気も着実な持ち直しを感じるものの、原発事故からの復旧・復興の先行きにつきましては不透明な状況にあります。

#### ② 震災復興への取組み体制

このような状況の中、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお客様を含め、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、平成 23 年度に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じた 160 億円の資本支援を受け、財務基盤の強化を図り、東日本大震災からの復興支援及び地域の中小規模事業者等への信用供与の円滑化に向けた体制を整えております。

今後も、金融機能強化法に基づく「特定震災特例経営強化計画」を着実に進め、震災からの復興支援に役職員が一丸となって取り組んでまいります。

### (2) 決算の概要

#### ① 資産・負債の状況

##### ア. 貸出金残高

貸出金残高(末残)は、平成 26 年 3 月末比 2,843 百万円増加の 33,498 百万円となりました。

平成 27 年 3 月期時点で営業する 11 店舗においては、復興へ向けた融資に積極的に取り組んだ結果、31,493 百万円と同比 4,428 百万円増加しましたが、原発事故により臨時休業中の 3 店舗では賠償金等の入金による繰上げ返済等により 2,005 百万円と同比 1,585 百万円減少し

ました。

## イ. 預金残高

預金残高（末残）は、平成 26 年 3 月末比 8,478 百万円増加の 76,078 百万円となりました。

合併後、個人預金を中心とした合併一周年記念定期預金等のキャンペーン商品の発売、津波被災地の土地買い上げ資金や東京電力からの賠償金等の入金、更に、地方公共団体の預託金により要払性預金は 27,305 百万円と同比 1,593 百万円増加し、定期性預金は 48,772 百万円と同比 6,885 百万円増加しました。

## ② 損益の状況

震災の影響による住宅再建資金等の需要から、被災者向けの低利の復興関連資金の販売により貸出金利回りは低下し、貸出金利息収入は減少しました。この減少分につきましては、有価証券による運用、各種手数料等の増加によりカバーしたものの、預金積金の伸びによる預金利息の増加、さらに、新規採用、合併に伴う職員の増員からの人件費の増加により、業務純益は、平成 26 年 3 月末比 67 百万円減少の 8 百万円となりました。

経常損益は、東京電力の賠償金等による貸出金の繰上げ返済等が進んだことに伴う貸倒引当金の戻し入れにより、与信関連費用が大幅に減少（貸倒引当金戻入益 1,844 百万円）したことから、1,866 百万円の利益計上となりました。

この結果、当期純利益は、1,634 百万円となりました。

今後におきましてもより一層、地域の復旧・復興に継続的に貢献しつつ収益力の強化を図ってまいります。

## ③ 自己資本比率の状況

預け金及び貸出金の増加等に伴いリスクアセットが増加したものの、当期純利益の計上により自己資本額も増加したため、自己資本比率は平成 26 年 3 月末比 0.65 ポイント上昇し、49.25%と高水準を維持しております。

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

### (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

## ① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

### ア. 信用供与の実施に係るシステムの活用

当信用組合では、中小規模の事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信用リスク管理システムを導入し、信用格付けに基づき取引方針を検討し融資推進を図っております。

震災及び原発事故後の影響による所得申告がなされていないお客様は大分減少したとはいえ、原発事故の避難により已む無く事業活動を休止されているお客様や、旧避難地域を含め猶予措置により所得申告が未済のお客様におきましても、担当部署管理課、審査課と営業店間が協議し、経営改善支援委員会にて協議把握に努めており、極力財務内容を把握するため協議しながらの融資対応を行っております。

当信用組合は、地域に密着した金融機関として、これまで培ってまいりましたお客様との信頼関係や、個別訪問による震災後の蓄積情報等を基本に、信用リスク管理システムを活用した速やかな経営分析及び与信判断を行い、財務規模の小さい中小零細事業者の強みや弱みを見極め、顧客サポートを行うとともに、特に必要と判断した与信先について、顧問契約を結んでいる中小企業診断士の常時訪問による経営指導を行っております。（経営改善支援取組先：平成 23 年度から平成 25 年度まで 60 先、平成 26 年度 33 先、平成 27 年度 6 月まで 1 2 先）

### イ. 経営改善支援委員会の設置

当信用組合では、信用供与の円滑化を図るため、融資部を中心としたスタッフで経営改善支援委員会（現在 4 名体制）を設置しており、経営改善計画書を徴求した大口の債務者につきましては、常時営業店の管理職が訪問し、進捗状況を管理するとともに、経営改善支援委員会においてその内容を精査し、改善が遅れている項目の指導提案やコスト削減等の管理指導を行っております。

また、条件変更実行先について、大口先（貸出残高 4 千万円以上：20 先）は四半期ごと、中口先（同 1 千万円以上 4 千万円未満：34 先）は年次ベースで、それぞれ期中管理表により管理しているほか、小口先（同 1 千万円未満：44 先）は決算書更新の都度、業況管理を行っております。

平成 24 年 4 月以降においては、同委員会を毎月開催しており、上記活動に加え、各営業店が把握したお取引先の震災被害の状況を取り纏め、継続的な管理を図るとともに、復興に向けた融資や再生支援等へ

の取組みなど、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況を集約し、進捗管理を行っております。

#### ウ. 休日融資相談会の実施

窓口営業時間に来店なさることが困難なお客様のために、個別訪問活動や夜間融資相談会を実施してございました折に、休日の融資相談機会を求めるお客様の声が多く寄せられましたことから、平成24年6月より夜間融資相談会に代えて、月2回午前9時から午後5時まで、顧客利便性向上の観点より休日融資相談会へ変更致しました。

平成27年4月からは本店、原町支店、岩沼支店にて実施しております。



#### 【休日融資相談会受付実績】

(単位：件、百万円)

	平成24年12月 ～ 平成26年11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
相談件数	360	12	24	20	30	9	7	462
実行件数	84	4	7	10	11	3	2	121
実行金額	798.3	34	33	101	195	23	1	1185.3

今後も、より多くのお客様のニーズにお応えすべく、ホームページへの掲載や窓口相談等により復旧・復興の一助となるようタイムリーな資金等の提供を行ってまいります。

#### エ. 相談所の設置

当信用組合では、会津若松市、二本松市にそれぞれ相談所を開設し、復旧・復興等にかかる相談業務及び預金業務の取扱いを継続実施して

おりますほか、お客様の強い要望により、いわき相談所を支店に格上げし、いわき地区に避難されている富岡支店、大熊支店、浪江支店のお客様対応もさせていただいております。

また、返済方法の変更等の条件変更に係る相談を積極的且つ継続的に対応しております。

## 【各相談所の相談受付実績】

《平成 27 年 5 月末現在》

(単位：件)

	相談件数	うち借入	うち条件変更	うち完済	うち内入返済	うち約定返済	うちその他
二本松相談所	446	4	86	210	27	35	84
会津若松相談所	1,273	64	200	404	81	80	444
いわき支店 (旧いわき相談所)	968	148	117	371	29	38	265

## オ. 戦略的営業活動の展開

### ア. 地域に密着した営業活動の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、さらには放射能被害による風評の影響を現在も受けております。

一方、津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上げ、また、移転候補地が決まるなど徐々に復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも発生していることから、被災した個人の方への個別訪問活動を実施しているほか、事業者の方へは、毎週水曜日を事業所開拓専門日（集金等を行わず開拓に特化）として重点的に訪問するなど、フェイス・ツー・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進しております。

地域別の震災復興状況に合わせ、平成 27 年 4 月より、休日融資相談会を本店、原町支店、岩沼支店の 3 店舗に集約のうえ開催することとし、被災者支援や地域に密着した営業基盤構築のため事業所や個人宅（平成 27 年 4 月、5 月は岩沼市）を訪問する人員の増加（休日融資相談会対応者以外の職員）を図り活動を強化しております。

## b. 営業エリアの拡大

当信用組合では、宮城県南部に避難されている方々への手厚いサポートが可能となることなどから、同地域へ営業エリアを拡大いたしました。同地域におきましては、宮城県の新店舗第1号となる亘理支店（亘理郡亘理町逢隈地区）を平成25年7月3日に開設致しました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合（本店所在地：宮城県柴田郡大河原町）と、平成25年11月25日に対等合併いたしました。この合併を機に、被災地の地域金融機関としてより一層、被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指してまいります。

## c. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため、東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資商品を提供しております。

<平成27年5月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	金額	商品概要
SS クイックローン	10	74	1年以上の事業実績など保証協会が定めた条件の対象者（中小零細企業）・ファックスで申込受付し、即日保証決定・融資金額5,000万円まで

## ② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

### ア. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において原則毎月レビューしており、各担当部署からの報告に基づき、強化計画の進捗状況を一元的に管理し、強化計画に掲げた施策の検証を行っております。

また、同委員会は強化計画の進捗状況や協議内容を常務会へ報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

### イ. 理事会における検証

理事会において、常務会より経営改善支援委員会での強化計画の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点か



らの適時適切な実効性の検証を行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

### ③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況

当信用組合は信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定して推進しております。その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保又は保証に依存しない融資を実践しております。そのために経営者保証GLの営業店への周知徹底を継続しており、格付及び資金計画の妥当性により、担保に依存しないよう融資審査を実施、結果、担保以上の融資枠として取り組んでおります。

具体的には、以下の事業者向けカードローンを取扱っており渉外活動の徹底によるお客様ニーズの把握により推進しております。

今後も同様に震災復興に資する商品として、拡大したエリアにおいても推進してまいります。

#### 【事業者向けカードローン】

＜平成 27 年 5 月末現在＞

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
SSサポートプラスワン	109	152	・平成16年10月より取扱開始・信用格付に応じ融資の可否判断・融資金額は300万円まで(平成24年4月より復興ssサポートプラスワンにて取扱開始)
事業者カードローン	26	29	平成2年9月より取扱開始・業暦3年以上・融資金額無担保500万まで、有担保1,000万円まで
合計	135	181	

## (2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

### ① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要な営業エリアである相双地区につきましては、東日本大震災の発生から4年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

【被災者向け新規融資の状況】

(単位：先、百万円)

	新規融資			
	(平成 27 年 5 月末までの累計)		うち条件変更先に対する新規融資	
	先数	金額	先数	金額
事業性資金	487	16,918	88	4,441
運転資金	92	1,414	41	1,189
設備資金	341	15,367	39	3,166
カードローン	54	137	8	85
消費資金	49	197	8	13
住宅ローン	188	3,510	12	269
合計	724	20,626	108	4,723

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、お客様以外の地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し、十分かつ円滑な資金提供を実践するため、関連行政機関、全信組連、全信中協などの外部関係者の協力を仰ぎながら、施策の強力な進捗継続を図っております。

主な施策につきましては、以下のとおりです。

ア. 相談機能の強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しております。特にいわき市については、浪江町、大熊町、富岡町の顧客、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、同市内の支店（いわき支店）は、営業店としての全ての業務を行い支店としてサービスの向上を図っております。

イ. 債権管理サポートチームの創設

当信用組合では、東日本大震災以降、被災されたお客様の多くが就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされ、融資の弁済が困難となっ

たことを考慮し、平成23年7月より融資部を中心とする組織横断的な債権管理サポートチームを発足させていましたが、震災から4年経過による状況の平準化により、平成27年3月より融資部職員を債権管理サポートチームとし、継続的にサポート態勢をとっております。

同サポートチームにおいて、お客様への被災状況のヒアリングを進め、条件変更を含めた債権正常化に努めました結果、震災前より営業を継続している被災3店舗（浪江・大熊・富岡支店）以外の店舗の延滞率は3.2%と震災以前より低い水準となりました。

一方、被災3店舗に関しては、現在も避難状態にあり、延滞率は39.8%と引続き高水準ではあるものの、賠償金等による完済により下記表の通り先数・残高は平成23年4月末と比較すれば大幅に減少しております。引き続き原発事故に伴う帰還困難区域に立地する被災3店舗に係る債権管理に重点を置きながら、ヒアリング等により把握したお客様の状況を踏まえ、柔軟に対応してまいります。

#### 【震災後の延滞債権の推移】

（単位：先、百万円）

	平成23年4月末		平成27年5月末		対比	
	先数	残高	先数	残高	先数	残高
原発被災外店舗	521	4,457	37	696	-484	-3,761
原発被災店舗	809	5,385	44	758	-765	-4,627
計	1,330	9,842	81	1,454	-1,249	-8,388

#### 【震災後の条件変更実行（平成27年5月末現在）】

（単位：件、百万円）

	事業資金		住宅資金	
	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額
原発被災外店舗	191	3,043	66	781
原発被災店舗	135	7,140	65	796
計	326	10,183	131	1,577

### ウ. 被災信用供与先への対応

#### a. 弁済期限の猶予等条件変更

被災により平成23年4月末の延滞発生先数は1,330先98億円となっておりましたが、平成27年5月末までに事業性資金と住宅資金において457件117億円の条件変更を実施し、他に消費者ローンの条件変更等にも取り組みましたことから、延滞先数は81先14億円まで減少し、債権の正常化が進んでおります。

## 【震災後の事業性資金、住宅資金、消費者ローンに係る条件変更実行】

(単位：件、百万円)

	23年4月～26年11月		26年12月～27年5月		計	
	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額
事業性資金	316	9,718	10	465	326	10,183
住宅資金	129	1,550	2	27	131	1,577
消費者ローン	56	33	0	0	56	33

### b. 弁済自動振替の一時停止

東日本大震災直後より、被災された事業者や住宅ローン利用先等から、既往融資約定弁済の一時停止の申し出があり、約定返済の一時停止の取扱いを行う等、速やかに対応しました。

現在では、落ち着きを取り戻しており、一時停止件数・金額は減少した状態で推移しております。

また、一時停止期間を経過した先につきましては、条件変更を行うなど被災者の状況に応じた対応を行っており、平成27年5月末現在における事業性の約定弁済一時停止先は、8先 310百万円、住宅ローンの一時停止先は、現在ありません。

### エ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合におきましては、合併により店舗数が14店舗となりましたが、東日本大震災に伴う原発事故の影響により現在も浪江・大熊・富岡支店の3店舗が臨時休業を余儀なくされております。

また、当該地域から避難されたお客様の状況等に鑑み、会津若松市・二本松市にそれぞれ相談所の継続営業を実施しており、各種ご相談に応じております。

さらに、営業エリアを拡大した宮城県亶理町に平成25年7月に亶理支店を開設し、宮城県方面に避難しているお客様の利便性向上も図っております。

なお、平成25年11月の合併後、大河原支店・岩沼支店・蔵王支店を含め14店舗（臨時休業3店舗含む）となり、特に仙南地区における月2回日曜日に職員によるローラー活動を行い、新規顧客の拡大による基盤拡充を図っております。

## オ. 避難などにより当信用組合の営業地域を離れたお客様への総合相談窓口等の開設の周知

浪江・大熊・富岡支店のお客様の多くが当信用組合営業区域外に避難している状況で、広報・マスコミへの依頼や当信用組合ホームページでの告知等により、各相談所において各種預金業務の取扱いや各種相談を受け付けていることを周知しております。

加えて、定期性預金の満期案内及び満期経過先への郵送での通知を継続徹底することで、お客様へ周知をしております。

また、連絡先が知りえたお客様には、「お客様連絡表」を作成し、現住所、電話（携帯電話）、特記事項等を記録しております。

## カ. 震災復興に向けた新商品の提供

### ア. 事業者向け復興融資

当信用組合では、事業者への信用供与につきましては、福島県の緊急経済対策公的支援制度の融資である「ふくしま復興特別資金」等を活用するほか、避難されたお客様を訪問すること等で、各事業者の置かれた状況をきめ細かく把握し、事業再開の相談等に真摯に対応することで、復旧・復興に向けた資金ニーズの把握に努めております。しかしながら、震災復旧関連投資の増加により関連企業の資金繰りが好転していること、また一方では、原発事故の影響により避難者がいまだ多数存在することから、先行きの不透明感があり、事業性資金の運転・設備資金ともに需要が乏しい現状にあります。

このような中、お客様の融資ニーズにお応えするため、「そうごしんくみ復興特別資金」及び「そうごしんくみ復興アパートローン」の取扱について一定の限度額を設けるものの延長し、平成28年3月まで引き続き資金提供してまいります。

「そうごしんくみ復興アパートローン」は、津波による自宅等被害を受けた方々の仮設住宅離れによるアパートの需要や、復興事業従事者の宿泊施設需要が多く、現在も南相馬市以北の福島県内や宮城県営業エリアのアパート建設資金として提供しております。

### 商品概要

#### ・「そうごしんくみ復興特別資金」

東日本大震災により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2

年間固定)にて提供。(取扱期間を平成28年3月末まで延長。)

・「そうごしんくみ復興アパートローン」

東日本大震災により被災された法人・個人を対象に、2億円を融資限度として修繕費、賃貸不動産購入・建築等の設備資金を提供。  
(取扱期間を平成28年3月末まで延長。)

【事業者向け復興融資の状況】

<平成27年5月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
ふくしま復興特別資金 (保証協会)	49	736	東日本大震災の影響を受け又は原発避難区域に事業所を有する事業者・ 運転資金、設備資金8,000万円
東北地方太平洋沖地震対策資金 (保証協会) 平成23年9月終了	3	44	東北地方太平洋沖地震又は福島第一 原発事故の影響を受けている事業者・ 一般枠運転設備資金7,000万円 金 融環境激変枠運転設備資金5,000万 円
そうごしんくみ復興特別資金 (プロパー)	130	3,454	東日本大震災の被災事業者等・限度 額2億円・運転資金の手形貸付は原 則担保不要
そうごしんくみ復興アパートロー ン (プロパー)	234	12,524	東日本大震災の被災を受けた法人、 個人・限度額2億円・対象物件担保

b. 被災者向け住宅ローン

当信用組合では、住宅の再建支援策として、平成23年9月に金利を優遇した災害復旧住宅ローンの取扱いを開始しております。

平成24年度以降は、相馬市・新地町による土地買取価格の調整が図られ、平成26年度以降、相馬市・南相馬市の防災集団移転促進事業が促進され、平成26年12月期までの当信用組合に対する土地買上げ代金振り込みは、累計344件：2,466百万円に達し、平成27年5月までの災害復旧住宅ローン実行累計は185件：3,465百万円まで進捗しており、被災者の復旧の一助を担っております。

原発20km圏内の地域については一部の地区が避難指示解除準備区域になったものの、除染・ライフラインの整備等に遅れが目立つ状況にあります。引き続き住宅の復旧需要に即時対応できるよう、仮設住宅や借上げ住宅訪問及び休日融資相談会等においてニーズの把握に努めてまいります。

<平成 27 年 5 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
災害復旧住宅ローン	185	3,465	東日本大震災の罹災者に対する住宅の新築、増改築資金、住宅用土地及び住宅の購入資金等

### c. 被災者への生活支援融資

当信用組合では震災後被災者の生活支援のため、震災により自宅や車等が流失する損害を受けたお客様へのマイカー、リフォーム資金等の無担保の融資商品「そうごしんくみ災害復旧ローン（正式名称「東日本大震災復旧ローン」）」を平成 23 年 9 月より取扱開始し下記のように対応してまいりました。

更に顧客状況に合わせた柔軟なプロパー型消費者ローン「ナイスローン I・II」を平成 26 年 8 月より取扱開始し、無担保により顧客状況に照らした金利設定(低利)を図っております。

<平成 27 年 5 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
東日本大震災復旧ローン (しんくみ保証)	48	75	東日本大震災及び原発事故の被災者・家財、住宅修繕、車輛修理又は買い換え保証会社しんくみ保証
ナイスローン I・II	32	56	自動車購入、教育資金等振込可能な目的資金は、1.8～2.6% 使途自由は、6～8%のプロパー資金

### キ. 被災したお客様の事業再生・事業承継へ向けての支援

#### a. 事業再生に対する支援

東日本大震災の影響を受けたお客様の実態につきましては、震災以降、個別訪問の頻度を高めるなど、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた態勢を整えております。

支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を活用した支援（支援対象先は平成 26 年度支援先 33 先）、福島県産業振興センターの専門家派遣事業の専門家を活用した支援（同 3 先）、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援（同 1 先）などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

なお、平成 27 年度は営業店より支援先を本部に提示してもらい、その支援先 (35 先予定) を中心に、引続き継続的な支援活動を行い、経営改善・再生支援に傾注して参ります。

引続き D D S 等お客様の事業規模、財務状況に応じた様々な手法による再生支援も検討してまいります。

## **b. 事業承継に対する支援**

### **・事業承継支援の取組み**

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討される先があるものと想定されますことから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢を整えております。

なお、平成 25 年 7 月に独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「事業承継支援会議」及び平成 26 年 10 月の「事業承継セミナー」へ、職員 1 名が参加しております。さらに、平成 26 年 3 月に独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと、取引先企業を対象とした「知的資産経営と事業承継セミナー」(参加者 37 名)を開催したほか、今後において、事業承継支援にかかる職員のスキルアップを図るべく独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部へ研修を依頼しております。

## **ク. 二重ローン問題等への対応**

### **a. 中小企業再生支援協議会との連携**

当信用組合は、中小企業再生支援協議会との連携を強化し、同協議会を通じ外部の専門家の様々な知識・経験を活用することで、被災された中小規模事業者の事業再建に資する取組みを推進することとしております。

今期、新たに取り組んだ案件はありませんが、引き続きお客様の状況を見極め、同協議会との連携強化を図りながら積極的に活用し、再生支援に取り組んでまいります。

### **b. 事業再生ファンド等の活用**



・「福島県産業復興相談センター」

当信用組合は、福島県産業復興相談センターと連携を図りながら被災された中小企業者・小規模事業者の状況に応じた支援を実施するため、同センターを相談窓口とし、積極的に活用することとしております。

平成 25 年度までの相談件数は 7 件となっており、平成 26 年度及び平成 27 年 6 月迄の債権買取相談・希望受付分については、具体的事例はありませんが、今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。

・「福島産業復興機構」

当信用組合は、被災したお客様の迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、平成 23 年 12 月に福島県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加しており、地域復興に向けた金融面からの取組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について、同機構の活用を検討し、事業再開や事業再生を支援する体制を整えております。

平成 26 年度までの同機構による支援決定は 5 件（うち 4 件買取、1 件組合で独自支援）。平成 27 年度は 6 月末現在相談や具体的事例はありませんが、今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。更に、継続して周知活動を行ってまいります。

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会をご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進しております。

以前から活用に向けて具体的に協議を進めておりました 3 先のうち 2 先については、平成 27 年 6 月までに同機構による買取りが完了しているほか、うち 1 先については、当組合から相談を持ち込んだ案件であり、活用に向け協議しておりましたが、当信用組合が独自で支援（条件変更等）を実施することとなりました。当

該債務者の支援については、福島県産業振興センターの協力を頂き経営改善計画書を作成し、条件変更を実行しておりますが、今後、経営改善計画書に基づき営業していく中で、当信用組合は可能な限り支援を実施する方針であります。

現在の処は支援機構の活用見込みは1件ありますが、具体的に未定の状況です。今後につきましても、お客様の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、継続的に同機構と連携して活用を推進してまいります。

#### ・「しんくみ리카バリ」

信用組合業界では、業界専用の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」を設立して、地域の中小企業の再生と活性化に向けた取組みを進めております。

また、福島県内の中小企業を対象とした再生ファンドとしては、当信用組合を含む福島県内の10金融機関、(独)中小企業基盤整備機構及び福島県信用保証協会の出資により組成された「うつくしま未来ファンド」及び地域活性ファンドとして、農林漁業者が他産業と対等の立場で事業展開する「6次化事業体(合弁会社)」に、ファンドが必要な成長資金を供給し、形成困難であった異業種との強力な結びつきを、ファンドによる戦力的連携により実現させることを目的とした当信用組合を含む福島県内の6金融機関、福島リカバリ(株)、(株)農林漁業成長産業化支援機構、福島県、(株)みずほ銀行が有限責任組合員で構成されている「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」もあることから、当信用組合では、お客様の状況等に応じて、これらのファンドについて活用を検討してまいります。

#### c. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、平成27年6月末時点で、弁済計画書に同意済2件となっており弁済継続しております。なお、現在の処相談受付の案件はありません。

また、津波による被災地の買い上げ価格が決定している相馬市・新地町・南相馬市内においては、土地の買取りが始まっていることから、個別訪問により丁寧な説明を心掛けて周知継続を図っておりますので、その他の地区・店舗についても、相談案件が

発生した場合には、速やかに対応していくよう周知しております。

今後におきましても、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで積極的に利用を勧奨し、弁護士や税理士とも連携しながら、ガイドラインに沿った債務整理等に適切に対応してまいります。

## ケ. 人材育成

被災地域における復興支援の実効性向上に向けては、多種多様なご要望に対応できる人材の育成が第一と考え、福島県信用組合協会研修や全信組連の研修会への参加、信用組合通信教育・銀行研修通信教育実施後、職務検定試験などを積極的に実施しております。さらに若手職員に対するOJTによる指導強化に加え、経営改善支援委員会による震災復興への対応事例・ノウハウの蓄積を推進活用するとともに、店長会議にて「福島産業復興機構」「うつくしま未来ファンド」による支援事例等による研修会を実施しております。

また、税理士を講師として平成25年12月から平成26年4月まで「決算書の見方・生かし方」の基本的な内容から「経営者のための会計力」「PDCAによる業績管理手法」等の応用編、更には「改正消費税改正相続税」等の研修会を全5回実施し職員のスキルアップを図りながらお客様の経営支援や改善に資するための研修会を実施しております。

若年層職員においては、営業基盤構築活動の際に上席職員と同行させ、より実践的なOJTを実施し職員のレベルアップを図っております。

### 【福島県信用組合協会研修】

(単位：人)

研修講座名	時期	参加人数
保証協会付事業融資開拓研修	平成27年5月22日～23日	4
事業所融資渉外研修	平成27年6月5日～6日	4
女性リーダー育成研修	平成27年7月3日～4日	4
女性のための融資推進研修	平成27年7月16日～17日	3
融資判断力講座	平成27年8月7日～8日	4
窓口・事務管理態勢研修	平成27年9月4日～5日	4

### 【通信教育】

(単位：人)

講座名	初級職員	中級職員	上級職員	財務分析	合計
受講人数	9	0	8	1	18

## コ. 地方公共団体等への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業が見込まれることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けに積極的に応じることとしており、平成24年度3件21百万円、平成25年度12件726百万円、平成26年度5件638百万円、平成27年5月まで1件450百万円となっております。

また、当信用組合エリアにて鉄道が一部区間（原町～相馬）を除き寸断されており、除染関係業者の宿泊ニーズを抱えるホテル、旅館、寄宿舎、アパートの建設資金に対応しており、地方経済の復旧・復興支援に積極的に対応しております。

## サ. 日本銀行の「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、平成23年度から平成26年度に全信組連を通じ、毎年度日本銀行による期間1年の「被災金融機関を支援するための資金供給オペレーション」を利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の預金引き出しや資金需要に応える態勢を整えております。

## シ. その他の被災地支援の取り組み

地域活性化のため、金利上乘せによる定期預金「合併1周年記念定期預金」を平成26年11月から平成27年2月まで発売いたしました。

また、盆踊り等の地域イベントに率先して参加すると共に市街地の清掃活動を実施する等、地域貢献に取り組んでおります。



### <被災者への主な支援事例>

#### 【事例1】東日本大震災で店舗と居宅が流出した中小事業者への支援。

当信用組合のメイン先であるM氏（製造・小売業）は、東日本大震災に伴う津波により店舗と居宅を流出し、居宅は再建したも

のの仮店舗により営業しておりました。

このような中、M氏より経営改善計画書の作成及び経営相談の以来があり、福島県産業復興センターへ当信用組合より申込を行い、同センターの担当者と営業店長が訪問を行い現状並びに今後についてを聴取し具体的な支援策を協議、更に、後日中小企業診断士を加えた三者により再訪問し、経営改善計画書作成の為に支援しており、更に、販路開拓・販路支援等についても専門家派遣を協議しました。

これにより今後の店舗再建など具体的支援策についても進捗して行く予定です。

### **【事例2】原発事故等に伴い、事業が再生・再建が出来ない中小事業者への支援。**

当信用組合の取引先であるT社（製造業）は、原発事故による帰宅困難地域の為に事業再生が出来ずにおりました。

このような中、T社より事業所を移転し、事業再生・再開の為にグループ補助金利用の相談があり、認定支援機関として事業再生・再開支援のために「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業に係る新分野需要開拓等支援事業の確認書」を発行し、同確認書と当信用組合の認定通知書をT社へ交付してグループ補助金利用による事業再生の為に支援を実施しております。

### **(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況**

#### **① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況**

当信用組合では、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、毎週水曜日には各営業店の得意先係が事業所開拓を集中的に実施しており、業務推進と共に事業転換、第2創業等の情報収集に努めております。さらに、対象先へは当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と本部担当者、営業店担当者の帯同訪問により、ものづくり補助金（平成26年度11月末まで3先、それ以後4先）、について相談があり、申請等のアドバイスを実施しております。

なお、創業又は新規事業の開拓に対する支援に関する研修・説明会等

(平成 27 年 3 月 26 日開催した認定支援機関活動促進セミナーに 1 名参加)に積極的に参加させ、更に、平成 27 年 5 月 22 日開催の「地方版総合戦略」策定に関する金融機関向け説明会に 1 名参加しました。各営業店に対しては、地方公共団体と総合施策の策定に参加若しくは、情報共有を図りながら、地方公共団体と連携を図り、地域経済の活性化に寄与していくよう周知しました。今後も継続的に職員を説明会・セミナー等に積極的に参加させ支援・連携態勢の強化を図ってまいります。

## ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合では、原発事故の影響を受け、地域復興が不透明でさらに長期化することが見込まれるなかで、中小規模事業者が抱える経営問題が時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、顧問契約を結んでおります中小企業診断士の随時訪問による経営指導及び他の支援機関と連携を図り、専門派遣等の顧客サポートを行っております。

平成 26 年度においては 33 先に対し、中小企業診断士による経営相談や指導を実施しており、今後も積極的な派遣に取り組んでまいります。

また、お客様の東日本大震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等についても経営改善支援事業を通じ積極的に実施しております。

## ③ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

### ア. 支援態勢の確立

当信用組合は、日々の渉外活動において経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握に加え、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、中小企業診断士を擁して事業再生に向けた取組みを支援するための体制を整えております。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様についても経営改善支援委員会により中小企業診断士を擁して事業再生に向けた計画の策定支援を実施しております。

なお、当信用組合では、事業の継続・再開を目指す中小規模事業者・

個人の過大債務の負担軽減等のための施策を広く知って頂くため日々の営業活動において周知活動を実施しております。

平成26年度は、中小企業の決算分析力習得の為に、「財務分析」通信教育受講者3名、職務検定試験を9名受験させ、財務分析力向上を図るべくスキルアップを図っております。(合格者2名、不合格者については引続き合格まで、受講・受験をさせてまいります。)

平成27年度については、福島県信用組合協会研修講座・「事業所融資渉外研修」(目利き力養成)4名参加・「融資判断力養成研修」4名参加、その他研修にも参加させ、融資目利き力・判断力の養成を行い、更には、同機構における職員向けの融資に関する研修を開催する計画をしております。

#### イ. 外部機関との連携

当信用組合では、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業復興相談センターの各種専門家派遣、中小企業再生支援協議会との連携のほか、中小企業基盤整備機構との連携も図り中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、さらには支援するための態勢を構築しております。

また、平成26年11月26日開催の「復興金融ネットワーク交流会」、平成27年1月21日に開催の「第8回みやぎ中小企業ネットワーク会議」、平成27年2月24日に開催の「経営革新等支援研修会」、平成27年2月25日開催の「6次産業化ネットワーク活動交付金等予算に関する説明会」、平成27年4月27日開催の「下請中小企業振興法支援策説明会」等に職員を1人が参加させ、連携強化に取り組んでおります。

### ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

#### ア. 事業承継支援の取組み

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には東日本大震災の被害から経営者の交代を余儀なくされ、あるいは震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種問題に対する支援を適切に行えるよう、当該事業者の税理士及び当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と連携して提案から実行まで、一貫した事業承継を支援できる態勢を整えております。

#### イ. 事業承継セミナーの開催

平成 26 年度中でのセミナー開催は実施しておりませんが、当信用組合は独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと、平成 27 年度は職員向けセミナー開催を検討中です。

### 3. 剰余金処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、組合員の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしてまいりました。

平成 24 年 3 月期決算におきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、配当は行いませんでしたが、平成 25 年 3 月期以降の決算におきましては、震災以前の水準の配当を実施するとともに、内部留保の積み上げを行うことができました。

また、優先出資による資本支援に対する配当は、所定の方法に従った配当金支払を実施しております。

なお、平成 27 年 3 月期以降におきましても、引き続き、当信用組合を支えていただいております組合員の皆様に対する安定した配当並びに優先出資による資本支援に対する配当を実施・継続するとともに、内部留保の充実に取り組んでまいります。

### 4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

#### (1) 経営管理に係る体制及び方針

##### ① ガバナンス体制

当信用組合は、平成 25 年 11 月 25 日に、相双信用組合と五城信用組合が対等合併し、名称を「相双五城信用組合」と改め営業しておりますが、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事 6 名と非常勤理事 3 名の 9 名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事による常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。



## ② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である検査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

検査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部署における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

## ③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施し、計画に掲げる取組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定を指示することとしており、これまでに、各担当部署より定期的な状況報告を受け、一元的な進捗管理を行っておりますほか、進捗管理に関する資料の検討・策定等を指示いたしました。

さらに、常務会は、理事会に対し上記計画の進捗や検討・指示事項を報告しており、牽制機能の強化に努めております。

## (2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

### ① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である検査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、検査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また、業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

### ② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受けることとしております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、九段監査法人における定例監査を受けることとしております。

### (3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

#### ① 信用リスク管理

当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク管理方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査体制の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

#### ② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度ごとに余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果をALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

#### ③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための方針・規定を制定しており、月3回定期的に資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの統合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。

所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

#### ⑤ 情報開示の充実

当信用組合では、地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めて頂き、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等をわかりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開しております。

また、9月期においても経営内容に関するミニディスクロージャー誌を作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。